処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法	令	名:古物営業法
根数	L 条	項:第23条
処 分	の概	要:古物商等に対する指示
原権者	(委任先	: 宮城県公安委員会
法 令	の定	め:
) 基 「古物質	準: 営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとお
問合	トせ	先:警察本部生活安全企画課(電話022-221-7171)又は警察署生活安全課
備		考: